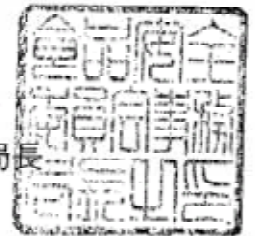




府食第687号
平成19年7月20日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿
農林水産省消費・安全局長 殿

内閣府食品安全委員会事務局長



鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ
に係る食品健康影響評価の実施について

食品安全委員会は、関係各大臣から意見を求められて食品健康影響評価を行うほか、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第2号の規定に基づき、自らの判断により食品健康影響評価を行うこととされています。

今般、食品安全委員会において、食品安全委員会が自らの判断により食品健康影響評価を行うべき食中毒原因微生物に関する案件の選定に係る微生物・ウイルス合同専門調査会の審議状況（別添1）及び意見交換会の結果（別添2）を踏まえ、標記について、食品健康影響評価を実施することを決定しましたので、お知らせします。

なお、本件について食品健康影響評価を進めるに当たり、必要に応じ情報収集等の協力を求めることとしておりますので、よろしくお願いします。

別添1、別添2は省略